

監理団体向け講習会のご案内

技能実習制度運用要領改正の重要ポイントと 育成就労・特定技能への備え方

技能実習制度は、これまで一部の不適正な監理団体・実習実施者による技能実習法令や出入国・労働関係法令の違反、技能実習生の雇用環境の不適切であることから発生したトラブルなどにより、国内外から厳しい批判の目が向けられています。

加えて、特定技能を前提として外国人材を受け入れる新制度「育成就労制度」においては、監理団体は「監理支援機関」として存続するものの、技能実習制度と比較してより厳格な許可要件や監理が求められることが想定されています。

上記を踏まえて本講習会では、制度改正に備え「育成就労制度」「特定技能制度」の概要についておさらいするとともに、近年の技能実習制度運用要領改正の重要ポイントとその対応策について実際の違反事例等をもとに分かりやすく解説いたします。

参加
無料

■日時 令和7年 1月31日(金) 14:00～16:00

■会場 静岡県産業経済会館 3階 大会議室（静岡市葵区追手町44-1）

■講師 Linola パートナーズ法律事務所 代表弁護士 片岡邦弘 氏

～講師プロフィール～

技能実習・特定技能等の外国人雇用で直面するトラブル対応を得意とする。監理団体・登録支援機関の日常的な相談から紛争対応、外部監査にも携わるなど、豊富な知識と経験を有する技能実習実務のスペシャリスト。

■内容

1. 技能実習制度運用要領改正の重要ポイント

◇技能実習制度運用要領改正で抑えるべき重要ポイント

◇よくある違反事例及び機構による実地検査の改善勧告・改善指導と対応策

2. 技能実習から育成就労・特定技能へ！監理団体の備え方

◇育成就労制度で抑えるべきポイント

◇特定技能制度の対象分野と育成就労制度の受け入れ対象分野について

◇監理団体に求められる対応とは

■参加申込・お問い合わせ

参加申込書（裏面）に必要事項をご記入の上、1月24日(金)までにFAX送信いただくか、右のQRコードよりお申し込みください。



静岡県中小企業団体中央会 組合支援課（墨岡、成瀬、吉川）
静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 5階
TEL:054-254-1511 FAX:054-255-0673 メール:jinzai@siz-sba.or.jp

FAX 054-255-0673
メール jinzai@siz-sba.or.jp

監理団体向け講習会(1/31) 参加申込書

組合名又は会社名	
連絡担当者 お名前	
連絡担当者 TEL	

※連絡担当者…本講習会に関して、本会担当者より連絡をさせていただく場合の窓口となる方のお名前などをご記入ください。

NO	氏名	役職
1		
2		
3		

※申込締切：令和7年1月24日（金）まで

<会場案内図> 静岡県産業経済会館 3階 大会議室 静岡市葵区追手町 44-1



※会場には無料の専用駐車場がありませんので、お越しの際は公共交通機関、もしくは近隣の有料駐車場をご利用下さい。